3．測定の手順

通油量の測定は、次の手順により行うものとする。

⑴　試料採取

試料の採取は、毎月１回以上の任意の定期日を定め、特定残油処理装置に通油する原料及び重油直接脱硫装置から産出される生成物のサンプルを採取するものとする。

⑵　特定残油処理装置に通油する原料１単位当たりの減圧蒸留残渣油

特定残油処理装置に通油する原料１単位当たりの減圧蒸留残渣油は次のいずれかの手法で算出するものとする。

なお、特定残油処理装置に複数原料の混合物が同時に通油されている場合であって、且つ当該混合物の性状分析が困難な場合、原料毎に性状分析を行い、その結果を原料毎の通油量を用いて加重平均することにより算出するものとする。

①　ＡＳＴＭ　Ｄ1160又はＪＩＳ　Ｋ2254のいずれかの規格を参考とする減圧蒸留法により、原料１単位当たりの蒸留性状を分析し、必要に応じて、温度傾斜等を用いて補正を加え、特定残油処理装置に通油する原料１単位当たりの減圧蒸留残渣油の容量％を算出する。

②　ＡＳＴＭ　Ｄ7169又はＪＩＳ　Ｋ2254のいずれかの規格を参考とするガスクロマトグラフ法により、原料１単位当たりの蒸留性状を分析し、ＪＩＳ　Ｋ2254解説に記載する変換式等を参考として、質量％から容量％への換算を行い、必要に応じて、温度傾斜等を用いて補正を加え、特定残油処理装置に通油する原料１単位当たりの減圧蒸留残渣油の容量％を算出する。

⑶　特定残油処理装置への年間原料通油量

特定残油処理装置への年間原料通油量（kl）は、生産管理等に用いられる流量計による計測結果に基づくものとする。

4．特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量の算定

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量は、次のとおりに算定する。

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量

＝(X)＋(Y)

(X)＝（特定残油処理装置（重油直接脱硫装置を除く。）に通油する原料１単位当たりの減圧蒸留残渣油の容量％の年間平均値×特定残油処理装置（重油直接脱硫装置を除く。）への年間原料通油量（kl））／特定残油処理装置（重油直接脱硫装置を除く。）の年間稼働日数（日）

(Y)＝（重油直接脱硫装置に通油する原料１単位当たりの減圧蒸留残渣油の容量％の年間平均値×重油直接脱硫装置への年間原料通油量（kl））－（重油直接脱硫装置による生成物１単位当たりの減圧蒸留残渣油の容量％の年間平均値×重油直接脱硫装置による生成物の年間生産量（kl））／重油直接脱硫装置の年間稼働日数（日）

備考

①　3．⑵に定める原料１単位当たりの蒸留性状の分析において、製油所の配管・設備等及び分析機器等に起因する技術的制約及び安全管理上の観点から、分析が困難である場合、同等程度の精度の確保が可能な代替手法による分析を行うことができるものとする。

②　4．(Y)の算定は任意とする。

③　4．に定める年間稼働日数とは、定期修理、災害、事故又はその他不測の事態により、特定残油処理装置が停止又は休止していた日数を除くものをいう。

別紙２

事業の承継等が行われた場合の取扱い

1．石油精製に係る事業の全部若しくは一部の譲り渡し又は石油精製業者について相続（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）、合併若しくは分割（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）による承継（以下「事業の承継等」という。）があったときは、当該事業を譲り渡した者又は相続等を行った当該石油精製業者（以下「事業被承継者」という。）及び当該事業を譲り受けた者又は当該石油精製業者について相続等を受けた者（以下「事業承継者」という。）は、当該事業の承継等が行われた後にそれぞれが保有し、又は保有しないこととなる特定残油処理装置及び常圧蒸留装置を平成26年４月１日においてそれぞれ保有し、又は保有していなかったものとみなして、表の左欄に掲げる処理率の算定を改めて行うものとし、これに応じて、右欄に掲げる割合分、平成26年度から平成28年度の平均の特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量に比して、平成33年度における特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量を増加させるものとする。

2．当該事業承継者は、遅滞なく、当該事業の承継等の事実を証明する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出るものとする。また、当該事業被承継者及び当該事業承継者は、遅滞なく、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）様式第九による新たな計画の提出又は同規則様式第十による計画の変更の提出を行うものとする。

○環境省告示第七十九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第七号及び第二項第七号イの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置（平成二十五年二月環境省告示第十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年十月二十七日　　環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　規則第二十六条第三項第一号及び第四項第一号並びに第五十八条第二項第一号の規定によりその例によることとされる規則第二十六条第二項第七号イ本文の環境大臣が定める措置は、前条第一号に掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖することとする。	**第三条**　規則第二十六条第三項第一号及び第四項第一号の規定によりその例によることとされる規則第二十六条第二項第七号イ本文の環境大臣が定める措置は、前条第一号に掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖することとする。
第五条　規則第二十六条第三項第一号及び第四項第一号並びに第五十八条第二項第一号の規定によりその例によることとされる規則第二十六条第二項第七号イただし書の環境大臣が定める措置は、第一条第一号から第四号までに掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖することとする。	**第五条**　規則第二十六条第三項第一号及び第四項第一号の規定によりその例によることとされる規則第二十六条第二項第七号イただし書の環境大臣が定める措置は、第一条第一号から第四号までに掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖することとする。

○中部地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日　　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号